

身体拘束等の適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の自由を制限し、尊厳を阻むものである。社会福祉法人ボイス（以下、「当法人」という）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束によって生じる身体的・精神的弊害を職員一人ひとりが理解し、身体拘束をしないサービス提供の実施に努める。

2 身体拘束等の適正化に向けた組織体制に関する事項

当法人では、虐待防止及び身体拘束の適正化を目的とする虐待防止委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

- （１）委員会では苦情相談及びヒヤリハット、不適切な対応、身体拘束の有無等について集約・分析し、評価を実施する。さらに、必要に応じて改善策を検討する。
- （２）委員会は定期的に（少なくとも年に１回）開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- （３）委員会は虐待防止責任者、管理者、サービス管理責任者等で構成される。
- （４）委員会で検討された結果は職員全員へ周知する。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

当法人では、虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた意識を高めるとともに、適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施する。

- （１）全職員を対象とする研修を定期的に（少なくとも年に１回）開催する。
- （２）新入職員に対しては、当該職員の状況に応じて個別に研修を行う。
- （３）行政等が主催する法人外の研修に参加するよう努める。

4 法人内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

当法人において身体拘束等が発生した場合は、速やかに委員会へ報告する。身体拘束等の適正化に向けて必要と判断された場合には、委員会を随時開催する。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

当法人において平素から身体拘束等の検討が必要な利用者はいない。しかしながら、利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、以下の手順で対応する。

- （１）３要件（「切迫性」「非代替性」「一時性」）全てを満たす状況かどうか確認する。
- （２）利用者や家族等に対して身体拘束の内容、目的、時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努める。

- (3) 身体拘束の様態及び時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由といった必要事項を記録する。
- (4) 委員会にて身体拘束等の適正化について検討する。
- (5) 身体拘束等を継続する必要がなくなった場合には、速やかに解除する。
- (6) 身体拘束等の開始から解除まで、家族等への報告を適宜実施する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者及び家族等が閲覧できるよう、当法人ホームページにて公表する。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

適切な支援を積み重ねていくことが虐待防止及び身体拘束等の適正化に寄与するという考え方を基本とし、職員一人ひとりが自己研鑽に努める。

また、利用者に対する支援は当法人のサービス提供だけで完結するものではないことを自覚し、支援関係者（家族、相談支援専門員、医療機関等）との連携を図る。

附則

令和5年3月19日 身体拘束等の適正化のための指針 制定

この指針は令和4年4月1日から遡及施行する。